



一 原価計算の目的

- (一) 企業の出資者、債権者、経営者等のために、過去の一定期間における損益ならびに期末における財政状態を財務諸表に表示するために必要な()を集計すること。
- (二) ()に必要な原価資料を提供すること。

原価計算基準

工原 問題 1



A



二 原価計算制度

原価計算制度において計算される原価の種類およびこれと財務会計機構との結びつきは、単一でないが、しかし原価計算制度を大別して()制度と()制度とに分類することができる。(中略)

広い意味での原価の計算には、原価計算制度以外に、経営の基本計画および予算編成における選択的事項の決定に必要な特殊の原価たとえば()、()、付加原価等を、随時に統計的、技術的に調査測定することも含まれる。しかしかかる特殊原価調査は、制度としての原価計算の範囲外に属するものとして、この基準には含めない。

原価計算基準

工原 問題 6



A



一 原価計算の目的

- (三) 経営管理者の各階層に対して、()に必要な原価資料を提供すること。ここに()とは、原価の標準を設定してこれを指示し、原価の実際の発生額を計算記録し、これを標準と比較して、その差異の原因を分析し、これに関する資料を経営管理者に報告し、()を増進する措置を講ずることをいう。

原価計算基準

工原 問題 2



A



三 原価の本質

原価計算制度において、原価とは、()における一定の給付にかかわらせて、は握された()又は用役(以下これを「財貨」という。)の消費を、()価値的に表わしたものである。

(一) 原価は、()の消費である。経営の活動は、一定の財貨を生産し販売することを目的とし、一定の財貨を作り出すために、必要な財貨すなわち経済価値を消費する過程である。原価とは、かかる経営過程における価値の消費を意味する。

原価計算基準

工原 問題 7



A



一 原価計算の目的

- (四) 予算の()ならびに予算()のために必要な原価資料を提供すること。ここに予算とは、予算期間における企業の各業務分野の具体的な計画を()に表示し、これを総合編成したものをいい、予算期間における企業の利益目標を指示し、各業務分野の諸活動を調整し、企業全般にわたる総合的管理の要具となるものである。

原価計算基準

工原 問題 3



A



三 原価の本質

- (二) 原価は、経営において作り出された一定の()に転嫁される価値であり、その()にかかわらせて、は握されたものである。

原価計算基準

工原 問題 8



A



一 原価計算の目的

- (五) 経営の()を設定するに当たり、これに必要な原価情報を提供すること。ここに()とは、経済の動態的变化に適応して、経営の給付目的たる製品、経営立地、生産設備等経営構造に関する基本的事項について、経営意思を決定し、経営構造を合理的に組成することを行い、随時的に行なわれる決定である。

原価計算基準

工原 問題 4



B



三 原価の本質

- (三) 原価は、()に関連したものである。経営の目的は、一定の財貨を生産し販売することであり、経営過程はこのための価値の消費と生成の過程である。原価は、かかる財貨の生産、販売に関して消費された経済価値であり、()に関連しない価値の消費を含まない。財務活動は、財貨の生成および消費の過程たる経営過程以外の、資本の調達、返還、利益処分等の活動であり、したがってこれに関する費用たるいわゆる財務費用は、原則として()を構成しない。

原価計算基準

工原 問題 9



A



二 原価計算制度

この基準において原価計算とは、()としての原価計算をいう。原価計算制度は、()の作成、原価管理、()統制等の異なる目的が、重点の相違はあるが相ともに達成されるべき一定の計算秩序である。かかるものとしての原価計算制度は、()のらち外において随時断片的に行なわれる原価の統計的、技術的計算ないし調査ではなくて、()と有機的に結びつき常時継続的に行なわれる計算体系である。

原価計算基準

工原 問題 5



A



三 原価の本質

- (四) 原価は、()なものである。原価は、正常な状態のもとにおける経営活動を前提として、は握された価値の消費であり、()を原因とする価値の減少を含まない。

原価計算基準

工原 問題 10



A

二 原価計算制度

原価計算制度において計算される原価の種類およびこれと財務会計機構との結びつきは、単一でないが、しかし原価計算制度を大別して(実際原価計算)制度と(標準原価計算)制度とに分類することができる。(中略)

広い意味での原価の計算には、原価計算制度以外に、経営の基本計画および予算編成における選択的事項の決定に必要な特殊の原価たとえば(差額原価)、(機会原価)、付加原価等を、随時に統計的、技術的に調査測定することも含まれる。しかしかかる特殊原価調査は、制度としての原価計算の範囲外に属するものとして、この基準には含まない。

【原価計算基準 二】

工原 6 解答

A

原価計算基準

一 原価計算の目的

- (一) 企業の出資者、債権者、経営者等のために、過去の一定期間における損益ならびに期末における財政状態を財務諸表に表示するために必要な(真実の原価)を集計すること。
- (二) (価格計算)に必要な原価資料を提供すること。

【原価計算基準 一 (一)、(二)】

工原 1 解答

A

三 原価の本質

原価計算制度において、原価とは、(経営)における一定の給付にかかわらせて、は握された(財貨)又は用役(以下これを「財貨」という。)の消費を、(貨幣)価値的に表わしたものである。(一) 原価は、(経済価値)の消費である。経営の活動は、一定の財貨を生産し販売することを目的とし、一定の財貨を作り出すために、必要な財貨すなわち経済価値を消費する過程である。原価とは、かかる経営過程における価値の消費を意味する。

【原価計算基準 三 (一)】

工原 7 解答

A

原価計算基準

一 原価計算の目的

- (三) 経営管理者の各階層に対して、(原価管理)に必要な原価資料を提供すること。ここに(原価管理)とは、原価の標準を設定してこれを指示し、原価の実際の発生額を計算記録し、これを標準と比較して、その差異の原因を分析し、これに関する資料を経営管理者に報告し、(原価能率)を増進する措置を講ずることをいう。

【原価計算基準 一 (三)】

工原 2 解答

A

三 原価の本質

- (二) 原価は、経営において作り出された一定の(給付)に転嫁される価値であり、その(給付)にかかわらせて、は握されたものである。

【原価計算基準 三 (二)】

工原 8 解答

A

原価計算基準

一 原価計算の目的

- (四) 予算の(編成)ならびに予算(統制)のために必要な原価資料を提供すること。ここに予算とは、予算期間における企業の各業務分野の具体的な計画を(貨幣的)に表示し、これを総合編成したものをいい、予算期間における企業の利益目標を指示し、各業務分野の諸活動を調整し、企業全般にわたる総合的管理の要具となるものである。

【原価計算基準 一 (四)】

工原 3 解答

A

三 原価の本質

- (三) 原価は、(経営目的)に関連したものである。経営の目的は、一定の財貨を生産し販売することであり、経営過程は、このための価値の消費と生成の過程である。原価は、かかる財貨の生産、販売に関して消費された経済価値であり、(経営目的)に関連しない価値の消費を含まない。財務活動は、財貨の生成および消費の過程たる経営過程以外の、資本の調達、返還、利益処分等の活動であり、したがってこれに関する費用たるいわゆる財務費用は、原則として(原価)を構成しない。

【原価計算基準 三 (三)】

工原 9 解答

A

原価計算基準

一 原価計算の目的

- (五) 経営の(基本計画)を設定するに当たり、これに必要な原価情報を提供すること。ここに(基本計画)とは、経済の動態の変化に適応して、経営の給付目的たる製品、経営立地、生産設備等経営構造に関する基本的事項について、経営意思を決定し、経営構造を合理的に組成することをいい、随時的に行なわれる決定である。

【原価計算基準 一 (五)】

工原 4 解答

B

三 原価の本質

- (四) 原価は、(正常的)なものである。原価は、正常な状態のもとにおける経営活動を前提として、は握された価値の消費であり、(異常な状態)を原因とする価値の減少を含まない。

【原価計算基準 三 (四)】

工原 10 解答

A

原価計算基準

二 原価計算制度

この基準において原価計算とは、(制度)としての原価計算をいう。原価計算制度は、(財務諸表)の作成、原価管理、(予算)統制等の異なる目的が、重点の相違はあるが相ともに達成されるべき一定の計算秩序である。かかるものとしての原価計算制度は、(財務会計機構)のらち外において随時断片的に行なわれる原価の統計的、技術的計算ないし調査ではなくて、(財務会計機構)と有機的に結びつき常時継続的に行なわれる計算体系である。

【原価計算基準 二】

工原 5 解答

A

原価計算基準

原価計算基準

原価計算基準

原価計算基準

原価計算基準

四 原価の諸概念 (一) 実際原価と標準原価

1 実際原価とは、()をもって計算した原価をいう。ただし、その実際消費量は、経営の正常な状態を前提とするものであり、したがって、異常な状態を原因とする異常な消費量は、実際原価の計算においてもこれを実際消費量と解さないものとする。
実際原価は、厳密には実際の()をもって計算した原価の実際()であるが、原価を()等をもって計算しても、()を実際によって計算する限り、それは実際原価の計算である。

工原 問題 11



A

原価計算基準

六 原価計算の一般的基準

(二) 原価管理に役立つために、
6 原価計算は、原価要素を、機能別に、また()と()、()と()、管理可能費と管理不能費の区分に基づいて分類し、計算する。
7 原価計算は、原価の標準の設定、指示から原価の報告に至るまでのすべての計算過程を通じて、原価の()を測定表示することに重点をおく。

工原 問題 16



A

原価計算基準

四 原価の諸概念 (一) 実際原価と標準原価

標準原価計算制度において用いられる標準原価は、()標準原価又は()である。
()標準原価とは、()のもとにおいて、その達成が期待される標準原価をいい、()程度の減損、仕損、遊休時間等の余裕率を含む原価であり、かつ、比較的()における()および予定価格を前提として決定され、これら諸条件の変化に伴い、しばしば改訂される標準原価である。

工原 問題 12



A

原価計算基準

六 原価計算の一般的基準

8 原価の標準は、原価発生責任を明らかにし、原価能率を判定する尺度として、これを設定する。原価の標準は、過去の()をもってすることができるが、理想的には、()として設定する。
11 原価計算は、()の必要性に応じて、重点的、()に、かつ、迅速にこれを行なう。

工原 問題 17



A

原価計算基準

四 原価の諸概念 (一) 実際原価と標準原価

()とは、経営における()を排除し、経営活動に関する比較的()にわたる過去の実績値を統計的に平準化し、これに将来のすう勢を加味した正常能率、()および正常価格に基づいて決定される原価をいう。

工原 問題 13



A

原価計算基準

七 実際原価の計算手続

実際原価の計算においては、製造原価は、原則として、その実際()を、まず費目別に計算し、次いで()別に計算し、最後に()別に集計する。販売費および一般管理費は、原則として、一定期間における実際発生額を、費目別に計算する。

工原 問題 18



A

原価計算基準

四 原価の諸概念 (一) 実際原価と標準原価

原価管理のために時として()標準原価が用いられることがあるが、かかる標準原価は、この基準にいう制度としての標準原価ではない。()標準原価とは、()に達成可能な最大操業度のもとにおいて、()を表わす最低の原価をいい、財貨の消費における減損、仕損、遊休時間等に対する余裕率を許容しない()における標準原価である。

工原 問題 14



A

原価計算基準

八 製造原価要素の分類基準

原価要素は、()要素と()の要素に分類する。()要素を分類する基準は次のようである。
(一) ()分類
()分類とは、()における費用の発生を基礎とする分類、すなわち原価発生形態による分類であり、原価要素は、この分類基準によってこれを()、()および()に属する各費目に分類する。

工原 問題 19



A

原価計算基準

五 非原価項目

非原価項目とは、原価計算制度において、原価に算入しない項目をいい、おおむね次のような項目である。

- (一) ()に関連しない価値の減少、たとえば
1 次の資産に関する減価償却費、管理費、租税等の費用
(1) 投資資産たる不動産、有価証券、貸付金等
(2) ()の固定資産
(3) ()にわたり休止している設備
(4) その他経営目的に関連しない資産

工原 問題 15



A

原価計算基準

九 原価の費目別計算

原価の費目別計算とは、一定()における原価要素を費目別に分類()する手続をいい、財務会計における()計算であると同時に、原価計算における第一次の計算段階である。

一五 原価の部門別計算

原価の部門別計算とは、()別計算においては握された原価要素を、原価部門別に()集計する手続をいい、原価計算における()の計算段階である。

工原 問題 20



A

原価計算基準

六 原価計算の一般的基準

- (二) 原価管理に役立つために、
- 6 原価計算は、原価要素を、機能別に、また(直接費)と(間接費)、(固定費)と(変動費)、管理可能費と管理不能費の区分に基づいて分類し、計算する。
 - 7 原価計算は、原価の標準の設定、指示から原価の報告に至るまでのすべての計算過程を通じて、原価の(物量)を測定表示することに重点をおく。

【原価計算基準 六(二)6、7】

A

工原 16 解答

六 原価計算の一般的基準

- 8 原価の標準は、原価発生責任を明らかにし、原価能率を判定する尺度として、これを設定する。原価の標準は、過去の(実際原価)をもってすることができるが、理想的には、(標準原価)として設定する。
- 11 原価計算は、(原価管理)の必要性に応じて、重点的、(経済的)に、かつ、迅速にこれを行なう。

【原価計算基準 六(二)8、11】

A

工原 17 解答

七 実際原価の計算手続

実際原価の計算においては、製造原価は、原則として、その実際(発生額)を、まず費目別に計算し、次いで(原価部門)別に計算し、最後に(製品)別に集計する。販売費および一般管理費は、原則として、一定期間における実際発生額を、費目別に計算する。

【原価計算基準 七】

A

工原 18 解答

八 製造原価要素の分類基準

原価要素は、(製造原価)要素と(販売費および一般管理費)の要素に分類する。(製造原価)要素を分類する基準は次のようである。

- (一) (形態別)分類
- (形態別)分類とは、(財務会計)における費用の発生を基礎とする分類、すなわち原価発生形態による分類であり、原価要素は、この分類基準によってこれを(材料費)、(労務費)および(経費)に属する各費目に分類する。

【原価計算基準 八(一)】

A

工原 19 解答

九 原価の費目別計算

原価の費目別計算とは、一定(期間)における原価要素を費目別に分類(測定)する手続をいい、財務会計における(費用)計算であると同時に、原価計算における第一次の計算段階である。

【原価計算基準 九】

一五 原価の部門別計算

原価の部門別計算とは、(費目)別計算においては握された原価要素を、原価部門別に(分類)集計する手続をいい、原価計算における(第二次)の計算段階である。

【原価計算基準 一五】

A

工原 20 解答

四 原価の諸概念 (一)実際原価と標準原価

- 1 実際原価とは、(財貨の実際消費量)をもって計算した原価をいう。ただし、その実際消費量は、経営の正常な状態を前提とするものであり、したがって、異常な状態を原因とする異常な消費量は、実際原価の計算においてもこれを実際消費量と解さないものとする。

実際原価は、厳密には実際の(取得価格)をもって計算した原価の実際(発生額)であるが、原価を(予定価格)等をもって計算しても、(消費量)を実際によって計算する限り、それは実際原価の計算である。

【原価計算基準 四(一)1】

A

工原 11 解答

四 原価の諸概念 (一)実際原価と標準原価

標準原価計算制度において用いられる標準原価は、(現実的)標準原価又は(正常原価)である。

(現実的)標準原価とは、(良好な能率)のもとにおいて、その達成が期待される標準原価をいい、(通常生ずると認められる)程度の減損、仕損、遊休時間等の余裕率を含む原価であり、かつ、比較的(短期)における(予定操業度)および予定価格を前提として決定され、これら諸条件の変化に伴い、しばしば改訂される標準原価である。

【原価計算基準 四(一)2】

A

工原 12 解答

四 原価の諸概念 (一)実際原価と標準原価

(正常原価)とは、経営における(異常な状態)を排除し、経営活動に関する比較的(長期)にわたる過去の実際数値を統計的に平準化し、これに将来のすう勢を加味した正常能率、(正常操業度)および正常価格に基づいて決定される原価をいう。

【原価計算基準 四(一)2】

A

工原 13 解答

四 原価の諸概念 (一)実際原価と標準原価

原価管理のために時として(理想)標準原価が用いられることがあるが、かかる標準原価は、この基準にいう制度としての標準原価ではない。(理想)標準原価とは、(技術的)に達成可能な最大操業度のもとにおいて、(最高能率)を表わす最低の原価をいい、財貨の消費における減損、仕損、遊休時間等に対する余裕率を許容しない(理想的水準)における標準原価である。

【原価計算基準 四(一)2】

A

工原 14 解答

五 非原価項目

非原価項目とは、原価計算制度において、原価に算入しない項目をいい、おおむね次のような項目である。

(一) (経営目的)に関連しない価値の減少、たとえば

- 1 次の資産に関する減価償却費、管理費、租税等の費用
- (1) 投資資産たる不動産、有価証券、貸付金等
- (2) (未稼働)の固定資産
- (3) (長期)にわたり休止している設備
- (4) その他経営目的に関連しない資産

【原価計算基準 五(一)1】

A

工原 15 解答



一六 原価部門の設定

原価部門とは、原価の発生を()別、()区分別に管理するとともに、()の計算を正確にするために、原価要素を()集計する計算組織上の区分をいい、これを諸製造部門と諸()部門とに分ける。製造および補助の諸部門は、次の基準により、かつ、経営の特質に応じて適当にこれを区分設定する。

原価計算基準

工原 問題 21

A



三五 仕損費の計算および処理

()において、仕損が発生する場合には、原則として次の手続により仕損費を計算する。
(一) 仕損が補修によって回復でき、補修のために補修指図書を発行する場合には、()に集計された製造原価を仕損費とする。

原価計算基準

工原 問題 26

A



一六 原価部門の設定

(二) 補助部門

補助部門とは、()部門に対して補助的関係にある部門をいい、これを補助()部門と()部門とに分け、さらに機能の種類別等にしたがって、これを各種の部門に分ける。

原価計算基準

工原 問題 22

B



三五 仕損費の計算および処理

(二) 仕損が補修によって回復できず、代品を製作するために新たに製造指図書を発行する場合において
1 旧製造指図書の全部が仕損となったときは、()に集計された製造原価を仕損費とする。
2 旧製造指図書の一部が仕損となったときは、()に集計された製造原価を仕損費とする。

原価計算基準

工原 問題 27

B



一七 部門個別費と部門共通費

原価要素は、これを原価部門に分類集計するに当たり、当該部門において発生したことが直接的に認識されるかどうかによって、()と()とに分類する。

原価計算基準

工原 問題 23

A



三六 作業くずの処理

個別原価計算において、作業くずは、これを総合原価計算の場合に準じて評価し、その発生部門の()から控除する。ただし、必要ある場合には、これを当該製造指図書の直接材料費又は製造原価から控除することができる。

原価計算基準

工原 問題 28

B



二八 副産物等の処理と評価

総合原価計算において、副産物が生ずる場合には、その価額を算定して、これを主産物の()原価から控除する。副産物とは、主産物の製造過程から必然に()する物品をいう。

原価計算基準

工原 問題 24

A



四〇 標準原価算定の目的

標準原価算定の目的としては、おおむね次のものをあげることができる。
(一) ()を効果的にするための原価の標準として標準原価を設定する。これは標準原価を設定する最も重要な目的である。
(二) 標準原価は、()として仕掛品、製品等のたな卸資産価額および売上原価の算定の基礎となる。

原価計算基準

工原 問題 29

A



二九 連産品の計算

連産品とは、同一()において同一原料から生産される()の製品であって、相互に()を明確に区別できないものをいう。連産品の価額は、連産品の()等を基準として定めた等価係数に基づき、一期間の総合原価を連産品にあん分して計算する。

原価計算基準

工原 問題 25

A



四〇 標準原価算定の目的

(三) 標準原価は、予算とくに見積財務諸表の作成に、()を提供する。
(四) 標準原価は、これを勘定組織の中に組み入れることによって、記帳を簡略化し、()する。

原価計算基準

工原 問題 30

A

三五 仕損費の計算および処理

(個別原価計算)において、仕損が発生する場合には、原則として次の手続により仕損費を計算する。

- (一) 仕損が補修によって回復でき、補修のために補修指図書を発行する場合には、(補修指図書)に集計された製造原価を仕損費とする。

【原価計算基準 三五 (一)】

A

工原 26 解答

三五 仕損費の計算および処理

- (二) 仕損が補修によって回復できず、代品を製作するために新たに製造指図書を発行する場合において

- 1 旧製造指図書の全部が仕損となったときは、(旧製造指図書)に集計された製造原価を仕損費とする。
- 2 旧製造指図書の一部が仕損となったときは、(新製造指図書)に集計された製造原価を仕損費とする。

【原価計算基準 三五 (二)】

B

工原 27 解答

三六 作業くずの処理

個別原価計算において、作業くずは、これを総合原価計算の場合に準じて評価し、その発生部門の(部門費)から控除する。ただし、必要ある場合には、これを当該製造指図書の直接材料費又は製造原価から控除することができる。

【原価計算基準 三六】

B

工原 28 解答

四〇 標準原価算定の目的

標準原価算定の目的としては、おおむね次のものをあげることができる。

- (一) (原価管理)を効果的にするための原価の標準として標準原価を設定する。これは標準原価を設定する最も重要な目的である。
- (二) 標準原価は、(真実の原価)として仕掛品、製品等のたな卸資産価額および売上原価の算定の基礎となる。

【原価計算基準 四〇 (一)、(二)】

A

工原 29 解答

四〇 標準原価算定の目的

- (三) 標準原価は、予算とくに見積財務諸表の作成に、(信頼しうる基礎)を提供する。
- (四) 標準原価は、これを勘定組織の中に組み入れることによって、記帳を簡略化し、(じん速化)する。

【原価計算基準 四〇 (三)、(四)】

A

工原 30 解答

一六 原価部門の設定

原価部門とは、原価の発生を(機能)別、(責任)区分別に管理するとともに、(製品原価)の計算を正確にするために、原価要素を(分類)集計する計算組織上の区分をいい、これを諸製造部門と諸(補助)部門とに分ける。製造および補助の諸部門は、次の基準により、かつ、経営の特質に応じて適当にこれを区分設定する。

【原価計算基準 一六】

A

工原 21 解答

一六 原価部門の設定

- (二) 補助部門

補助部門とは、(製造)部門に対して補助的関係にある部門をいい、これを補助(経営)部門と(工場管理)部門とに分け、さらに機能の種類別等にしたがって、これを各種の部門に分ける。

【原価計算基準 一六 (二)】

B

工原 22 解答

一七 部門個別費と部門共通費

原価要素は、これを原価部門に分類集計するに当たり、当該部門において発生したことが直接的に認識されるかどうかによって、(部門個別費)と(部門共通費)とに分類する。

【原価計算基準 一七】

A

工原 23 解答

二八 副産物等の処理と評価

総合原価計算において、副産物が生ずる場合には、その価額を算定して、これを主産物の(総合)原価から控除する。副産物とは、主産物の製造過程から必然に(派生)する物品をいう。

【原価計算基準 二八】

A

工原 24 解答

二九 連産品の計算

連産品とは、同一(工程)において同一原料から生産される(異種)の製品であって、相互に(主副)を明確に区別できないものをいう。連産品の価額は、連産品の(正常市価)等を基準として定めた等価係数に基づき、一期間の総合原価を連産品にあん分して計算する。

【原価計算基準 二九】

A

工原 25 解答